

下記参加申込書をコピーしていただき、FAXまたは、郵送にてお送りください。当該事項をもれなくご記入ください。

(ご参加1名様毎にご記入下さい)

参加申込書

2022年8月8日(月)～10日(水)
英語を学び世界の留学生と国際交流しよう!
English Camp(3日間)

出発希望地 難波駅 羽衣駅

フリガナ				ローマ字 (パスポートと同様の綴り)	性別○印	国籍
本人氏名					男・女	
生年月日	平成	年	月	日	年齢 (満 歳)	保護者氏名
		(西暦)		(年)		印
フリガナ						
現住所	〒		都道	市郡		
			府県	区		
連絡先	TEL					
	FAX				E-mail	

<旅行条件のご案内(要約)>

※旅行条件は、本パンフレットおよび別途お渡しする当社旅行取引条件書と最終日程表(開催の1週間前頃に行う説明会にて確定書面として交付)、ならびに当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)等によります。詳しい旅行取引条件書(全文)を記載した書面を別途お渡しいたしますので、事前にご確認の上、お申し込みください。

1. 参加条件

心身ともに健康で法令、公序良俗、旅行先国での規則および秩序等が守れる方。研修の目的を理解し、英語でコミュニケーションをとる意欲が十分ある方。保護者(親権者又は後見人等)の方の十分な理解と同意を得ている方。

2. 引率者

留学ジャーナルのスタッフが旅行開始日の集合時から終了日の解散時まで同行します。なお、引率者の業務は原則として8時から20時までとします。

3. 募集型企画旅行契約

この旅行は株式会社留学ジャーナル(東京都新宿区信濃町34 JR信濃町ビル6F 観光庁長官登録旅行業第1695号(以下「当社」といいます。))が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。

旅行契約の内容・条件は、お渡しする確定書面及び当社旅行業募集型企画旅行契約の部によります。当社は運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)を手配し、旅程を管理することを引き受けます。

4. 旅行のお申込みと旅行契約の成立

1. 所定の申込書に所定事項をご記入の上、申込金20,000円を添えてお申し込み下さい。申込金は「旅行代金」「取消料」「運約金」それぞれの一部又は全部として取り扱います。
2. 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
3. お客様との旅行契約は、当社がご予約を承諾し申込書及び申込金の受領をもって契約の成立となります。但し、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。

5. 旅行代金のお支払い期日

旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前にあたる日(以下「基準日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。基準日以降にお申込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただきます。

6. 旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの

1. 旅行日程に明示した宿泊代金、食料代金、研修内容、消費税、その他が含まれます。
2. 旅行日程に明示した以外の交通費、飲食費、個人的な飲食・通信費、サービス料、専用個室利用追加代金は旅行代金に含まれません。

7. お客様による旅行契約の解除

お客様は、いつでも以下の表で定める取消料(取消料の金額は契約書面に明示)をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社のそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨、お申し出いただいたときを基準とします。また、本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始したとき」以降をいいます。

表) 取消料

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	金額は契約書面表示
<1> 21日前に当たる日以前の解除	無料
<2> 20日目に当たる日以降の解除<3>～<6>を除く	旅行代金の20%
<3> 7日目に当たる日以降の解除<4>～<6>を除く	旅行代金の30%
<4> 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
<5> 旅行開始日の当日の解除<6>を除く	旅行代金の50%
<6> 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

8. 当社による旅行契約の解除

次の場合、当社は旅行契約を解除する事があります。(一部例示)
1. 旅行代金が所定期日までに支払われない場合。当社は当該期日の翌日に於いてお客様が旅行契約を解除されたものとし、上記当該解除日の取消料を違約料としていただきます。
2. 参加者が最少催行人員(パンフレット記載の人数)に満たない場合。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前に通知します。
3. 申し込み条件の不適合及び病気、団体行動への支障、その他の理由により旅行の円滑な実施が不可能な時。

9. 旅程管理

1. お客様が旅行中旅行サービスを受けることができない恐れがあると認められるときは募集型企画旅行契約に従って旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
2. 契約内容を変更せざるを得ないときは代替サービスの手配を行い、旅行日程を変更するときは変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうよう努め、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努め、契約内容の変更を最小限に留めるよう努力します。

10. 当社の責任及び免責事項

1. 当社は当社又は手配代行者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償いたしますが、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。また、手荷物の損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合限り、1名につき15万円(免責3千円)を限度(当社の故意、重大な過失は除く)に賠償します。ただし、天災地震、運送・宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延、不運又はこれらに生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、目的滞滞在時間の短縮、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難などの場合はその責任を負いません。
2. 当社はおお客様の故意又は過失、法令若しくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被った場合はお客様が損害の賠償を申し受けます。

11. お客様の責任

1. お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行契約約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
2. お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
3. お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

12. 特別補償

当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶発的な外來の事故により、その生命身体に与られた一定の損害について、死亡補償金として150万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円(免責3千円)をもって限度します。ただし、補償対象品の1個または1対については、15万円を限度します。この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部または全部に充当します。

13. 旅程補償

標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第29条に従った旅程保証を実施します。

14. 旅行契約内容の変更

天災地震、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、運送機関等のストライキ行為など、当社が関与し得ない事由により旅行契約内容を変更せざるを得ない場合、旅行の安全かつ円滑な実施を図るため、旅行内容を変更せざるを得ない場合、また、プログラムの性質上、旅行先受け入れ機関の事情や天候の悪化、その他やむを得ぬ事情により訪問先、活動内容およびスケジュールの変更等が生じることがあります。これらの理由による変更が生じた場合は、旅程保証に定める損害賠償金の支払いはいたしません。

15. 個人情報の取扱いについて

お客様からお預りする個人情報の取扱いについては、別途お渡しする旅行取引条件書に記載する「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

16. 旅行条件書

当旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件の説明」、契約成立の場合は同法第12条の5に定める「書面の交付」及び標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第9条第1項の「契約書面」に関する一部となります。

17. 旅行の条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、2020年12月20日を基準としています。旅行代金は、同日現在有効なものとして公表されている運賃・規則を基準として算出しています。なお、本パンフレットに記載する金額は、すべて消費税込みの金額表示となります。

旅行企画・実施 株式会社留学ジャーナル

観光庁長官登録旅行業第1695号
〒530-0001
大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル21階
TEL 06-4707-7821 FAX 06-4797-7823
総合旅行業務取扱管理者 小林 良美
一般社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員
一般社団法人海外留学協議会(JAOS)正会員
一般社団法人留学サービス審査機構(J-CROSS)認証事業者

プログラム企画・運営

株式会社 クレッシュェンド・ツアーズ
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-1 大普第3ビル703